

申請業務	烏山民俗資料館学芸業務
------	-------------

### 下関市非常勤職員登録申請書

平成 年 月 日 現在

縦5cm以内  
横4cm以内  
脱帽で6か月以内に  
撮影したもの

フリガナ 氏名		印
生年月日	年 月 日 (満 歳)	男 ・ 女

フリガナ 現住所	〒	電話
-------------	---	----

フリガナ 連絡先	〒	( 現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入 )	電話
-------------	---	-------------------------	----

勤務地	勤務できる勤務場所すべてに✓して下さい。			
	<input type="checkbox"/> いずれでもよい	<input type="checkbox"/> 本庁管内	<input type="checkbox"/> 菊川総合支所管内	<input type="checkbox"/> 豊田総合支所管内
	<input type="checkbox"/> 豊浦総合支所管内	<input type="checkbox"/> 豊北総合支所管内	<input checked="" type="checkbox"/> その他(下関市烏山民俗資料館)	

年	月	免 許 ・ 資 格

下関市整理欄
--------

様式第1号（第4条関係）

年	月	学 歴 ・ 職 歴

本人記入欄（志望動機や勤務時間その他についての希望があれば記入）

(注意事項)

- 1. 次の各号の一に該当する場合は、申請できません。
  - (1) 成年被後見人又は被保佐人
  - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (3) 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - (5) 業務の性質上資格・免許を要する場合においては、当該資格・免許を有しない者又は有しなくなった者このいずれかに該当することが判明した場合、本人から取消しの申し出があった場合は、登録を取り消します。また、登録の内容に偽りがあった場合は、登録を取り消すことがあります。
- 2. 登録の注意点
  - (1) この登録は採用を保証するものではありません。
  - (2) 登録した旨の通知等はいたしません。
  - (3) 提出いただいた申請書の返却はいたしません。
  - (4) 登録の有効期間は、登録した日の翌年度末(3月31日)までです。